

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名 木材開発 株式会社

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 正田 博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 3年 7月 20日

許可の有効年月日 令和 10年 7月 19日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分 中間処理業
処理方式 破砕
産業廃棄物の種類 木くず、以下余白

複写無効

2. 事業の用に供する施設

施設の種類 破砕施設
設置場所 福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25
設置年月日 平成27年 9月25日
処理能力 木くず 237t/日（12時間）
許可年月日 平成28年11月11日
許可番号 第222号

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 7月 20日 更新許可
令和 5年 4月 25日 代表者の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。